

下仁田町街なか活性化事業検討委員会設置要綱

(趣旨)

第1条 下仁田町の玄関口である下仁田駅周辺の中心地域を活性化することで、町の商業振興及び地域活性化へ繋げ、全域住民へ経済的又は社会福祉的な波及を図ることを目的に、街なか活性化事業計画を策定するにあたり、広く関係者の意見を反映させるため、下仁田町街なか活性化事業検討委員会（以下「検討委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 検討委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 下仁田町街なか活性化事業基本計画の策定に関すること。
- (2) 下仁田町街なか活性化事業の推進に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、下仁田町街なか活性化事業に関し必要なこと。

(組織)

第3条 検討委員会は委員30人以内で組織し、次に掲げる者のうちから町長が委嘱する。

- (1) 住民で組織する又は町内で活動し町に関連する団体等から推薦された者
- (2) その他町長が適当と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。

- 2 任期満了前に退任した委員の補欠として、又は増員により選任された委員の任期は、前任者又は他の在任委員の任期の残存期間と同一とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 検討委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 委員長は、会務を総理し、検討委員会を代表する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 検討委員会は、委員長が招集し、その議長となる。

- 2 委員長は、必要があると認めるときは、検討委員会に関係者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(分科会)

第7条 検討委員会は、計画策定等の調査及び検討に際し、分科会を設けることができる。

- 2 分科会の所掌事項は検討委員会の委員長が定める。

(分科会の組織)

第8条 分科会の会員は4人以上で組織し、選出の手続きは、検討委員会の委員長が別に定める。

- 2 分科会に分科会長を置き、委員の互選によりこれを定める。
- 3 分科会長は、会務を総理し、分科会を代表する。

(分科会の会議)

第9条 分科会の会議は、分科会長が招集し、分科会長は議長となる。

2 分科会長は、必要があると認めるときは、分科会に関係者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(庶務)

第10条 検討委員会の庶務は、企画担当部署において処理する。

(報償金)

第11条 検討委員会の委員、及び分科会の会員には、下仁田町街なか活性化事業検討委員会及び分科会報償金支給要綱に基づき、報償金を支給する。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、検討委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和4年6月24日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年9月1日から施行する。